

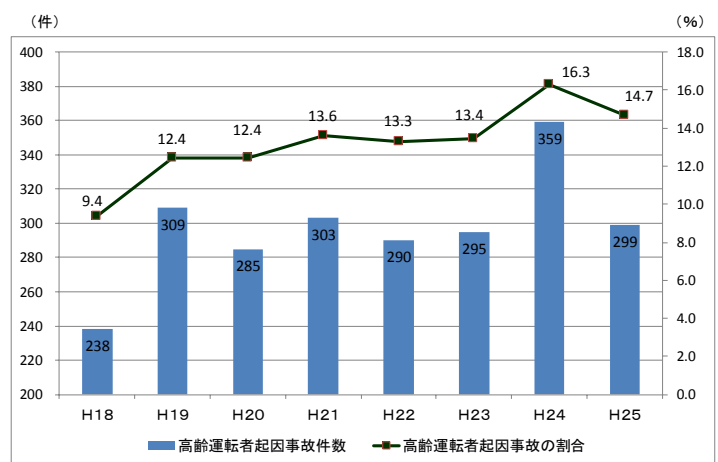
高齢者運転免許証自主返納支援事業の開始

高齢運転者による交通事故の防止を図るため、運転免許証を自主返納された方に対して、バス・タクシー利用券を交付する新たな支援事業を開始します。

■ 目的

65歳以上の高齢運転者が起因する交通事故件数は、全国において、平成19年以降10万件を超えて高く推移している。沼津市における高齢運転者が起因する交通事故件数は、平成25年は299件(前年比-60件)、死者2人(増減なし)、負傷者372人(前年比-87人)と減少したものの、交通事故件数全体(2,038件)に占める割合は、14.7%と年々増加傾向にあり、改善すべき課題であると考えている。

沼津市 高齢運転者が起因する事故の推移



運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納と公共交通への転換を促すとともに、いって高齢運転者による交通事故の防止を図るため、本支援事業を開始する。

■ 支援内容

市内協力事業者で利用できるバス・タクシー利用券 5,000 円分(100 円券 × 50 枚)を支給する。

※利用券は、本事業の趣旨に賛同する市内を運行する路線バス事業者又は市内に事業所・営業所を有するタクシー事業者において、市内発着(乗降のどちらかが市内または両方が市内)に限り利用できる。

※利用券の有効期限は、交付を受けた日から1年を経過した日の属する年度の3月末日まで。

※平成27年度は、700人の自主返納者を見込む(平成25年度 自主返納者 279人)。

■ 対象者

平成27年4月1日以降に、有効期間内の運転免許証を自主返納した65歳以上の市民。

※免許証の更新をせずに失効した場合は、自主返納にならないため、本制度の対象外。

※申請期間は、免許証返納後6ヶ月以内で、交付は1回限り。

■申請手順

1 運転免許証の返納手続き

東部運転免許センターまたは沼津警察署運転免許窓口において、「申請による運転免許の取消通知書」と「無効確認を受けた免許証」を受け取る(手数料無料)。

※身分証明書として使える「運転経歴証明書」の交付を受けることもできる(手数料 1,000 円)。

2 市役所2階、地域自治課で支援事業の申請手続き ※6月1日受付開始

・必要な持ち物

①認印、②「申請による運転免許の取消通知書」の写し、③「無効確認を受けた免許証」または「運転経歴証明書」など公的機関等が発行する本人が確認できる書類の写し。